

# 「持分あり医療法人」から「持分なし医療法人」への移行と 認定医療法人制度の活用に関する調査 調査票

## <本調査の趣旨>

持分なし医療法人への移行促進のための「認定医療法人制度」は、現在、**令和8年12月31日**までが認定を受ける期限となっています。

この期限を延長する税制改正要望を行うに当たり、調査票の回答をもとに厚生労働省において要望に資する参考資料を作成することを目的としています。

令和7年2月

## <ご回答いただきたい回答票>

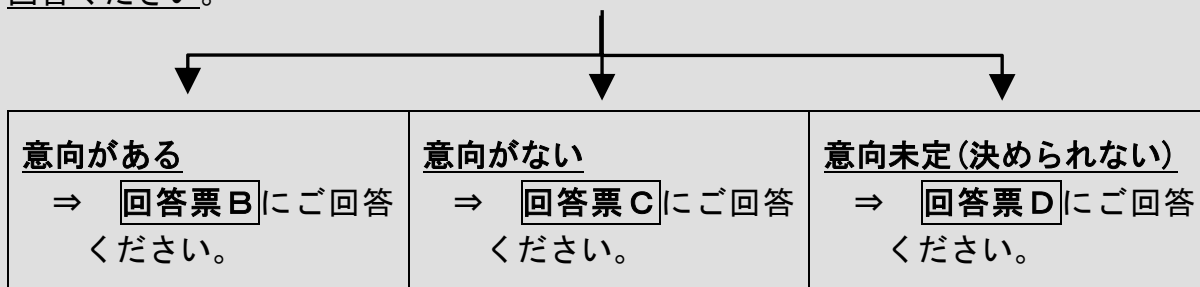
※回答は、「回答票A」と、

「回答票B、C、D のいずれか一つ」に、ご回答をお願いします。

● 全ての「持分あり医療法人」の方

⇒ 回答票Aにご回答ください。

● 「持分なし医療法人」への移行に対する理事長のご意向に応じ、いずれか一つにご回答ください。



※移行したいが、認定医療法人制度の活用が難しいために移行しづらいと考えておられる場合は回答票Dでご回答ください。

(ご注意いただく点)

1. 医療法人の理事長のご意向についてご回答ください。  
(理事長のみで回答できない間は、法人の意思決定に関わる方がご回答ください。)
2. 依頼状に記載している URL または QRコード から web 上でのご回答をお願いします。

※ 法人名の入力は任意となります(入力された法人名は厳重に管理し、本調査における集計以外には使いません)。

## 回答票 A

全ての「持分あり」医療法人の方がご回答をお願いします。

問1 社団医療法人の最高意思決定機関である社員総会における社員の議決権は、出資の有無及び出資額の多寡に関係なく、1人につき1議決権であることをご存知ですか。

<input type="checkbox"/>	①知っている
<input type="checkbox"/>	②知らなかった

問2 「出資持分」は個人の財産であるので、親族等に相続や贈与により承継する際に、相続税や贈与税が発生することをご存知ですか。

<input type="checkbox"/>	①知っている
<input type="checkbox"/>	②知らなかった

問3 「持分なし医療法人」は、出資持分がなく個人の財産とならないので、承継する際に相続税や贈与税が発生しないことをご存知ですか。

<input type="checkbox"/>	①知っている
<input type="checkbox"/>	②知らなかった

問4 「持分あり医療法人」から「持分なし医療法人」に移行する際に、出資者が持分を放棄した場合、「医療法人にみなし贈与税\*が課せられる」ことをご存知ですか。

<input type="checkbox"/>	①知っている
<input type="checkbox"/>	②知らなかった

※「みなし贈与税」とは、全出資者が持分を放棄した場合、医療法人が持分の払戻を行うことがなくなるため、その分の利益を得たとして、医療法人を個人とみなして課税される贈与税のことです。

問5 一定の要件を満たし厚生労働大臣の認定を受ければ、問4のみなし贈与税が非課税になる等の税制優遇措置がある「認定医療法人制度」をご存知ですか。

<input type="checkbox"/>	①認定医療法人制度による税の優遇について知っている
<input type="checkbox"/>	②認定医療法人制度は知っているが、出資持分に関する課税関係及び当該制度の税の優遇について知らなかった
<input type="checkbox"/>	③認定医療法人制度をそもそも知らなかった → 問7へ

問6 「認定医療法人制度」の認定を受ける期限は、現在、令和8年12月31日までであることをご存知ですか。

<input type="checkbox"/>	①知っている
<input type="checkbox"/>	②知らなかった

問7 貴法人の基本事項についてお教えてください。

(括弧内には数値等を記入、選択設問は該当箇所に○をつけてください)

保有医療施設		病院 ( ) 施設 有床診療所 ( ) 施設 無床診療所 ( ) 施設 老健 ( ) 施設 介護医療院 ( ) 施設
理事長の年齢		①90代以上 ( )    ②80代 ( )    ③70代 ( ) ④60代 ( )        ⑤50代以下 ( )
出資者	出資者数	計 ( ) 名 (うち法人 ( ) 法人) ※出資者の中に法人がある場合は、法人数をご記入ください。
	出資者の年齢 (最も高齢の方)	①90代以上 ( )    ②80代 ( )    ③70代 ( ) ④60代 ( )        ⑤50代以下 ( )
後継者	決まっている	後継者は、 ①親族 ( ) ②親族以外の第三者 (親族以外で従前から貴法人に所属する医師) ( ) ③親族以外の第三者 (②以外) ( )
	決まっていない (最も近いご意向を選択ください)	承継の時期は、 ①3年以内 ( )    ②5年以内 ( ) ③10年以内 ( )    ④未定 ( ) ①決まっていないが親族へ承継したい ( ) ②決まっていないが第三者 (親族以外で従前から貴法人に所属する医師) へ承継したい ( ) ③決まっていないが第三者 (②以外) へ承継したい ( ) ④事業を承継する意思がない ( )

## 回答票B

「持分なし医療法人」へ移行する意向がある医療法人の方がご回答をお願いします。

問1 いつ頃「持分なし医療法人」へ移行する予定ですか。

<input type="checkbox"/>	①令和7～8年中 → 問3へ
<input type="checkbox"/>	②令和9年以降
<input type="checkbox"/>	③時期未定

問2 「問1」で、「②令和9年以降又は③時期未定」を選択した方にお伺いします。その理由を教えてください。【複数回答可】

	<p>①出資者間の<u>合意形成のため期間が必要</u>であるため</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●<u>合意形成に至るまでに必要な期間（年数）の見込み</u>をご教示ください。 ⇒ 回答時点から、あと（ ）年程度の期間が必要</li> <li>●また、特に時間を要する理由があればご教示ください。 ⇒ （ ）</li> </ul>
	<p>②認定医療法人の<u>要件を充たすまでの期間が必要</u>であるため</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●<u>要件を充たし申請できるまでに必要な期間（年数）の見込み</u>をご教示ください。 ⇒ 回答時点から、あと（ ）年程度の期間が必要</li> <li>●また、特にどの要件の充足に時間を要しているのかも併せてご教示ください。 ⇒ （ ）</li> </ul>
	③理事長や出資者がまだ若く、差し迫った課題・移行の必要性を感じないため
	④その他 ( )

問3 「持分なし医療法人」への移行の際、認定医療法人制度を活用する予定はありますか。

<input type="checkbox"/>	①予定あり → 問4にお答えください。
<input type="checkbox"/>	②予定なし → 問5にお答えください。

問4 「問3」で「①予定あり」を選択した方にお伺いします。

認定医療法人制度は、令和8年12月31日で期限を迎えます。延長されなければ廃止されることとなりますが、この制度がなかったとした場合、「持分なし医療法人」へ移行できますか。

	①認定医療法人制度がなかったとしたら、移行できない
	②認定医療法人制度がなかったとしても、移行できる
	③その他 〔 〕
	④上記①～③と回答した具体的な理由や貴法人の事情等をご記載ください。 〔 〕

問5 「問3」で「②予定なし」を選択した方にお伺いします。

認定医療法人制度を活用しない理由を教えてください。【複数回答可】

	①持分払戻請求や出資者が持分放棄した場合の「医療法人へのみなし贈与税」に対する <u>資金を確保済み</u> であるため
	②出資持分に関する課税関係や医療法人制度の理解が不十分であり、 <u>認定医療法人制度を活用する必要性が分からない</u> ため
	③「認定医療法人制度」を活用するための要件が厳しいため 以下の要件のうち、 <u>クリアするのが厳しいもの</u> を選択してください（複数選択可）。
	1. 法人関係者に対し、特別の利益を与えないこと
	2. 役員に対する報酬等が不当に高額にならないよう支給基準を定めていること
	3. 株式会社等に対し、特別の利益を与えないこと
	4. 遊休財産額は事業にかかる費用の額を超えないこと
	5. 法令に違反する事実、帳簿書類の隠蔽等の事実その他公益に反する事実がないこと
	6. 社会保険診療等に係る収入金額が全収入金額の80%を超えること
	7. 自費患者に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準によること
	8. 医業収入が医業費用の150%以内であること
	9. その他 〔 〕
	④その他 〔 〕

その他、持分なし医療法人への移行についてご意見ご要望があれば、ご記入をお願いします。

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。

#### ※出資持分評価額の試算について

以下のリンク先(公益社団法人日本医業経営コンサルタント協会ホームページ「出資持分評価額試算ツール」)で、簡易的な出資持分評価のシミュレーションが可能ですので、ご活用ください。

[https://www.jahmc.or.jp/medical\\_profession/for\\_medical/ikosoudan\\_list/](https://www.jahmc.or.jp/medical_profession/for_medical/ikosoudan_list/)



回答票 C

「持分なし医療法人」への移行について意向がない医療法人の方がご回答をお願いします。

問1 「持分なし医療法人」への移行の、「意向なし」の理由を教えてください。

	①自分の代で法人の解散を考えているため（その理由を以下から選択【複数選択可】）
	1. 後継者がいない
	2. 地域事情等から病院等の継続は困難と考えている
	3. その他（ ）
	②法人を第三者へ承継する考えであり、その際に出資持分の譲渡を考えているため

上記の①または②のいずれかに「○」を付けた方は終了です（以下の選択肢への回答は不要）。

【①及び②に当てはまらない場合は、③～⑧から複数選択可】

	③理事長が出資持分を放棄する意思がない（具体的理由を以下から選択【複数選択可】）
	1. 出資持分はオーナーシップの源泉であり、相続税を支払っても、出資持分を子孫に承継させたい
	2. 出資持分という財産権を失うことに抵抗感があり、相続税を支払っても、出資持分を子孫に承継させたい
	3. 「持分あり医療法人」のほうが資産価値等があり、「持分なし医療法人」より望ましいと考えている
	4. 公認会計士や税理士から「持分あり医療法人」のほうが望ましいと言われている
	5. その他（ ）
	④理事長以外の出資者間の合意形成が困難（具体的理由を以下から選択【複数選択可】）
	1. 出資持分はオーナーシップの源泉であるとする出資者がいる
	2. 相続税を支払っても、出資持分を子孫に承継させたい出資者がいる
	3. 出資持分という財産権を失うことに抵抗感を感じる出資者がいる
	4. 法人出資者が放棄する場合、多額の法人税が課税される※
	5. その他（ ）
	⑤相続税や持分払戻請求に対する資金を確保済みであり、当面は困らないため
	⑥出資持分に関する課税や医療法人制度の理解が不十分であり、「持分なし医療法人」へ移行する必要性が分からないため
	⑦（親の）出資持分を相続する時に、相続する者（子ども）が検討すべきことであり、それまで検討しなくても良いと考えているため
	⑧その他 〔 〕

※法人出資者が持分を放棄する場合、持分評価額と出資額との差額は、法人出資者が放棄の際に利益を得たものとみなされて法人税が課されます。

その他、持分なしへの移行についてご意見ご要望があれば、自由にお書きください。

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。

**※出資持分評価額の試算について**

以下のリンク先(公益社団法人日本医業経営コンサルタント協会ホームページ「出資持分評価額試算ツール」)で、簡易的な出資持分評価のシミュレーションが可能ですので、ご活用ください。

[https://www.jahmc.or.jp/medical\\_profession/for\\_medical/ikosoudan\\_list/](https://www.jahmc.or.jp/medical_profession/for_medical/ikosoudan_list/)





回答票 D

「持分なし医療法人」へ移行する意向が未定の医療法人の方がご回答をお願いします。

問1 「持分なし医療法人」への移行の、「意向未定」の理由を教えてください。

【複数選択可】

①移行について十分に検討できていないため（具体的理由を以下から選択【複数選択可】）	
	1. 後継者の候補がおらず、病院等の継続を含めて検討していない
	2. 後継者の候補はあるが、病院等の継続や持分の課題を含めて話し合えていない
	3. 理事長以外の出資者の意向を把握していない
	4. 理事長や出資者がまだ若く、差し迫った課題・移行の必要性を感じない
	5. その他（ ）
②出資持分に関する課税や医療法人制度に関する理解が不十分であり、「持分なし医療法人」へ移行する必要性が分からないため	
③（親の）出資持分を相続する時に、相続する者（子ども）が検討すべきことであり、それまで検討しなくても良いと考えているため	
④移行には、法人の資金流出を抑制できる「認定医療法人制度」を活用したいが、要件が厳しく活用が見込めないため。 以下の要件のうち、クリアすることが厳しいものを選択してください（複数選択可）。	
	1. 法人関係者に対し、特別の利益を与えないこと
	2. 役員に対する報酬等が不当に高額にならないよう支給基準を定めていること
	3. 株式会社等に対し、特別の利益を与えないこと
	4. 遊休財産額は事業にかかる費用の額を超えないこと
	5. 法令に違反する事実、帳簿書類の隠蔽等の事実その他公益に反する事実がないこと
	6. 社会保険診療等に係る収入金額が全収入金額の80%を超えること
	7. 自費患者に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準によること
	8. 医業収入が医業費用の150%以内であること
	9. その他 〔 〕
	⑤その他 〔 〕

その他、持分なしへの移行についてご意見ご要望があれば、自由にお書きください。

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。

**※出資持分評価額の試算について**

以下のリンク先(公益社団法人日本医業経営コンサルタント協会ホームページ「出資持分評価額試算ツール」)で、簡易的な出資持分評価のシミュレーションが可能ですので、ご活用ください。

[https://www.jahmc.or.jp/medical\\_profession/for\\_medical/ikosoudan\\_list/](https://www.jahmc.or.jp/medical_profession/for_medical/ikosoudan_list/)

